

# 4

## 4. その他

### 建築基準法関連

建築基準法・同施行令において、建築材料のうち、「不燃材料」(法2条九)、「準不燃材料」(令1条五)、及び「難燃材料」(令1条六)が規定されています。不燃材料は、「不燃性能及びその技術的基準」(令108条の2、通常の火災条件における加熱20分間)において、又、準不燃材料は同基準の加熱10分間、難燃材料は加熱5分間の試験において、以下の要件\*を満たすもので、国土交通大臣が定めたもの又は認定したもの、と定められています。

- 要件\* ① 燃焼しないもの
- ② 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないもの
- ③ 避難上有害な煙又はガスを発生しないもの

建築物を建設する地域や建築物の構造、用途、規模、部位などにより、使用できる材料の規定や、内装制限の規定がありますので、ご注意ください。

尚、ビーズ法ポリスチレンフォーム(EPS)は、単体では、建築基準法・同施行令に規定されている不燃材料、準不燃材料、難燃材料にはなりません。

又、JIS A9511(発泡プラスチック保温材)に規定されている燃焼試験は、断熱材としての品質規定であって、建築基準法の規定との関連はありません(B-3参照)。

### 消防法・酸素指数

①発泡ポリスチレン(EPS)は「JIS K7201(酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法)」に定められた酸素指数が26以上の場合には消防法は適用されません。

②EPSの酸素指数が26未満で20m<sup>3</sup>以上を貯蔵又は取り扱う場合は消防法の指定可燃物に該当します。  
所轄の消防署への届出が必要になります。

例：成形品20m<sup>3</sup>…60倍品(密度17kg/m<sup>3</sup>)の場合333kg

■本資料に関するお問い合わせは

**発泡スチロール協会・EPS建材推進部**

TEL.03-3861-9046 FAX.03-3861-0096